

あなたの生活を サポートします

貸付事業

貸付事業とは？

共済組合では、組合員のみなさまが臨時の資金を必要とした場合や、生活必需品を購入する場合にその資金の貸付を行っています。

そろそろ電化製品を
買い替えたいな

普通貸付

キッチン、お風呂の
リフォームしたい！

住宅貸付

でも…
資金が足りない



貸付事業のグッドポイント

- 年利 1.26%（変動）
- 給与・賞与から償還
- 繰上償還の手数料無料
- 保証人不要

こんな時は貸付事業！

	借受資格	貸付限度額	償還期間
普通貸付	組合員となった日から	給料の6月分 (最高200万円)	120月以内 (※)
住宅貸付	組合員期間1年以上 となった日から	組合員期間に応じて (最高1,800万円)	229月以内 (※)

※ 会計年度任用職員などの任期の定めがある組合員は、任期期間内での償還となります。

そのほか、様々な用途に応じた貸付がありますので、ぜひ共済組合の貸付事業の利用をご検討ください。

申込みに必要な書類など詳しくは、[貸付事業](#)をご覧ください。